



2021年11月12日

各 位

会 社 名 株式会社山口フィナンシャルグループ  
代 表 者 代表取締役社長グループCEO 椋梨 敬介  
(コード番号 8418 東証第一部)  
問合せ先 総合企画部長 坂本 亮一  
(電話番号 083-223-5511)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2021年11月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

- ・資本効率の向上を通じて株主の皆さまへの利益還元を図るため
- ・当社の株式を政策的に保有する複数の株主からの売却意向に対応するため

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 13,000,000株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.25%)
- (3) 株式の取得価額の総額 65億円(上限)
- (4) 取得期間 2021年11月15日～2022年3月24日
- (5) 取得の方法 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む市場買付け

(ご参考) 2021年9月30日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式除く)	247,245,979株
自己株式数	17,107,637株

以 上